

畜産バイオマス地産地消対策事業補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知

制定 令和 2 年 1 月 31 日 元食産第 4478 号

改正 令和 3 年 1 月 28 日 2 食産第 5428 号

(通則)

第 1 農林水産大臣は、畜産バイオマス地産地消対策事業実施要綱（令和 2 年 1 月 31 日付け元食産第 4479 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に対し、予算の範囲内において、事業実施主体（実施要綱第 2 に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第 3 別表の区分の欄に掲げる 1 及び 2 の事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第 4 規則第 2 条の農林水産大臣が別に定める申請書に関する事項は別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、事業実施主体は、交付申請書を地方農政局長等（事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第 5 規則第 2 条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第 6 地方農政局長等は、第 4 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第 4 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

（申請の取下げ）

- 第 7 事業実施主体は、第 4 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときには、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約等）

- 第 8 事業実施主体（地方公共団体以外の事業実施主体に限る。2 及び 3 において同じ。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に遅滞なく届け出なければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 4 事業実施主体は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に

努めなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による補助金変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業（本補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事業実施主体は、前項各号に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延等の届出)

第11 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(概算払請求)

第12 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第5号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が整った範囲で行うものとする。

(状況報告)

第13 事業実施主体は、補助事業の交付決定に係る年度の12月末日現在において別記様式第6号により補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに地方農政局長等に提出

しなければならない。ただし、別記様式第 5 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

- 2 1 に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第 14 規則第 6 条第 1 項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第 7 号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業が完了したとき（第 9 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。）は、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 3 第 4 第 2 項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第 4 第 2 項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 15 地方農政局長等は、第 14 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、事業実施主体交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算

した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第 16 事業実施主体は、第 15 第 1 項による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料、その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 14 第 1 項に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 15 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第 15 第 2 項及び第 3 項の規定は前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 17 地方農政局長等は、第 9 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 6 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 15 第 3 項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第 18 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図られなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 19 取得財産等のうち令第 13 条第 4 号の規定に基づく農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第 20 事業実施主体は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第 21 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前 3 項及び第 22 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第 22 事業実施主体（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別紙様式第 11 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表（第2、第10 関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変 更	事業の内容の 変 更
畜産バイオマス地産地消対策事業				
1 機械導入事業	実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	1/2 以内		1 事業の新設又は廃止 2 事業の実施場所の変更 3 事業の内容に重要な影響を及ぼす機械の変更(能力に関する変更を含む)
2 施設整備事業	実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	1/2 以内		1 事業の新設又は廃止 2 事業の実施場所の変更 3 事業の内容に重要な影響を及ぼす設備の変更(能力に関する変更を含む)

別記様式第 1 号（第 4 関係）

令和〇年度 畜産バイオマス地産地消対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、畜産バイオマス地産地消
対策事業補助金交付要綱第 4 の規定に基づき、 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助対象事業費 (A + B) 円	負 担 区 分		備 考
		補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同
税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞ
れ記入すること。

- 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- ☐ 免税事業者
 - ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ☐ 国又は地方公共団体の一般会計
 - ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人
等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収
入割合が 5 %超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

別記様式第2号（第8関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第9関係）

令和〇年度畜産バイオマス地産地消対策事業補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、畜産バイオマス地産地消対策事業補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記

- （注） 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「畜産バイオマス地産地消対策事業補助金変更承認申請書」を「畜産バイオマス地産地消対策事業補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、畜産バイオマス地産地消対策事業補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、畜産バイオマス地産地消対策事業補助金交付要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第4号（第11関係）

令和〇年度 畜産バイオマス地産地消対策事業補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、畜産バイオマス地産地消対策事業補助金交付要綱第11の規定に基づき届け出ます。
（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注2））

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

（注3）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第12関係）

〇〇年度第〇四半期畜産バイオマス地産地消対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては
北海道農政事務所長
沖縄県にあつては
内閣府沖縄総合事務局長〕
官署支出官 〇〇農政局〇〇〇〇〇 殿
〔東北、関東、九州農政局にあつては
官署支出官 〇〇農政局総務部長
北陸、東海、近畿、中国四国農政局にあつては
官署支出官 〇〇農政局総務管理官
北海道にあつては
官署支出官 北海道農政事務所総務管理官
沖縄県にあつては
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあつたこの事業について、畜産バイオマス地産地消対策事業補助金交付要綱第12の規定に基づき、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

〇年〇月〇日現在

区 分	補助対象事業費	(A) 補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)－((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備 考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 1 補助事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第6号（第13関係）

〇〇年度畜産バイオマス地産地消対策事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあつた事業について、畜産バイオマス地産地消対策事業補助金交付要綱第13の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	補助対象 事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。

別記様式第7号（第14第1項関係）

令和〇〇年度 畜産バイオマス地産地消対策事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、畜産バイオマス地産地消対策事業補助金交付要綱第14第1項の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として畜産バイオマス地産地消対策事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助対象事業費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
		補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

別記様式第8号（第14第2項関係）

〇〇年度 畜産バイオマス地産地消対策事業補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、畜産バイオマス地産地消対策事業補助金交付要綱第14第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年 月日
	補助事業 に要する 経費（A）	国庫補助 金	（A）のうち 年度内支出 済額	概 算 払 受 入 済 額	（A）のう ち未支出 額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- （注） 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第9号（第14第4項関係）

令和〇〇年度 畜産バイオマス地産地消対策事業補助金
の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった畜産バイオマス地産地消対策事業補助金について、畜産バイオマス地産地消対策事業補助金交付要綱第14第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	適正化法第15条の補助金の額の確定額 （令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

（2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

（3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

（4）事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔 〕

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等その他の売上高を確認できる資料
- (2) 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類その他の免税事業者であることを確認できる資料
- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- (4) 事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 10 号（第 21 関係）

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名 _____

地区名		地区		事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名										摘要
事業 区分	事業の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況			
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容		
									国庫補 助金	都道府 県費	市町 村費	その他						
								円	円	円	円	円						
	計																	
	計																	
	合 計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号（第 22 関係）

〇〇年度
農林水産省所管

〇〇年度畜産バイオマス地産地消対策事業補助金調書													
国			地 方 公 共 団 体 名										
			歳 入			歳 出							備 考
補助 事業名	交付決 定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫 補助金相当額	支出 済額	うち国庫 補助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 1 補助事業名欄には、補助事業の名称のほか、当該補助事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、補助事業名欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。